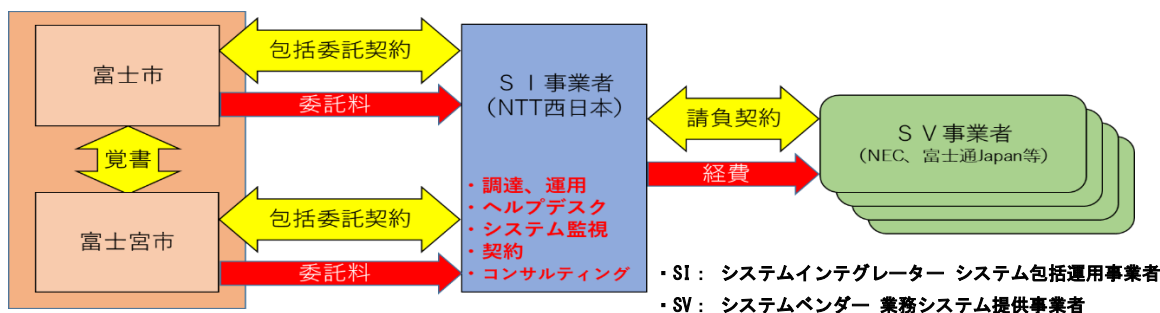


第3期共同電算事業概要と標準化移行スケジュールの変更について

1 共同電算事業の概要

本市は、平成25年度に、市民サービス向上、行政事務のパワーアップ、安全・安心の維持・向上、コスト削減を目的に、富士宮市と共同でシステムを調達、運用する共同電算事業を開始し、現在、令和8年1月から令和12年12月までを事業期間とする第3期共同電算事業を運用中である。

共同電算事業の契約に係る全体像は、両市とSI事業者が包括委託契約を締結し、SI事業者が多数のSV事業者と請負契約を締結する構成である。



2 システムの標準化

令和3年9月に「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」が施行され、住民基本台帳、税、福祉等、地方公共団体の主要な20の基幹系業務は、国が定める標準仕様書に準拠したシステム（標準準拠システム）を利用することが義務付けられた。

また、標準準拠システムは、デジタル庁が示す「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で、国が整備したガバメントクラウドを活用することとされたため、本市もAWS（アマゾンウェブサービス）上にシステムを構成している。

本市は、令和8年1月を標準化移行時期として定め、下表①のシステムを移行した。一方、②のシステムは、令和6年9月に富士通 Japan 株式会社が3年移行遅延を表明したため、令和11年1月を移行時期とした。

◆共同電算システムの令和8年1月移行を基準としたシステム分類

分類名	対象業務
移行済システム ①	戸籍、戸籍の附票、生活保護、健康管理、保健医療、公営住宅、占有許可管理、地籍調査、農地整備、人事・給与、CMS 等 障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援 等
移行遅延システム ② (富士通 Japan(株)製システム等)	個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険、住民基本台帳、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、就学、選挙人名簿管理、印鑑登録 等

※下線は標準化対象業務、黄色マーカー一部は一部機能を遅れて実装するもの

3 移行計画の変更

令和8年1月の標準化移行を見送った②のシステムについて、改めて両市及び事業者と移行工程を検討した結果、システム移行事業者を変更することで1年前倒しが可能となることがわかったため、3年遅れの令和11年1月の移行を令和10年1月に変更した。

(1) 移行スケジュール

◆変更前 システム移行時期：令和11年1月（標準化移行3年遅れ）

分類名	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
移行済システム ①		構築		運用			
2期延長 過渡期連携 (①と②'のデータ連携)			基盤更改	延長運用			
移行遅延システム ②				構築		運用	

◆変更後 システム移行時期：令和10年1月（標準化移行2年遅れ）

分類名	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
移行済システム ①		構築		運用			
2期延長 過渡期連携 (①と②'のデータ連携)			基盤更改	延長運用			
移行遅延システム ②			構築		運用		

※②' は令和8年1月の標準化移行を見送ったシステム②を2期システム延長で運用するもの

- ・②のシステムの運用開始を1年前倒しすることで、2期延長②' 及び過渡期連携の運用を1年間短縮できる。

(2) システム移行事業者及び運用体制

①システム移行事業者

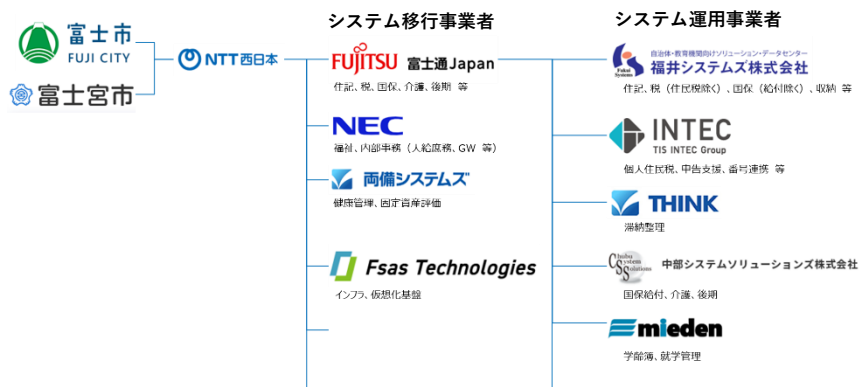
	システム移行事業者	パッケージシステム名
変更前	富士通 Japan 株式会社	MISALIO（住基・税）、MCWEL（介護・後期高齢）、
変更後	福井システムズ株式会社	THINKTAX（滞納）、市町村事務処理標準システム（国保）

福井システムズ株式会社（本社：福井県坂井市）は、富士通系のグループ会社で、第1期共同電算化事業から主に税業務の運用を行っており、標準化対応では15団体での移行実績がある。

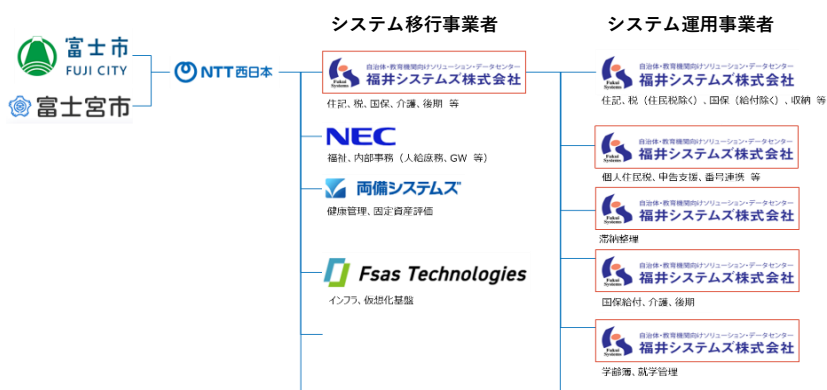
②運用体制

運用体制は、次ページのとおり変更し、変更後は、住民基本台帳・税に加え、番号連携や国保、就学管理等の運用を福井システムズ株式会社が一括して担い、統一的なシステム運用を行う。

変更前



変更後



4 概算費用（令和8年7月8日時点）

移行遅延システムの構築・運用に係る概算費用の比較は下表のとおりで、変更前の費用に比べ、構築費で約9,800万円余、運用費（3年間）で約5億5,000万円余の費用削減を見込んでいる。

一方で、帳票の印刷事業者が令和9年に本事業から撤退する可能性があることが判明したため、本事業の帳票仕様に沿った運用が可能な印刷事業者に変更した場合の費用を積算した結果、変更前の運用費（3年間）と比較すると、約2億1,300万円余の費用削減にとどまる見込みとなった。

なお、変更前のスケジュールでは令和9年度当初予算での予算措置を予定していたが、変更後は令和8年度の構築着手を要するため、本年度9月補正予算に上程する。

◆構築費及び運用費（3年間）の比較

単位：千円（税込）

		構築費	運用費（3年間）※1	合計
変更前	… ①	1,089,772	2,223,025	3,312,797
変更後	… ②	991,168	1,672,942	2,664,110
差 額	… ②－①	-98,604	-550,083	-648,687
変更後（印刷事業者変更含む）	… ③	991,168	2,009,662	3,000,830
差 額	… ③－①	-98,604	-213,363	-311,967

※1 ①変更前の運用期間は2年間であるが、比較の為3年間運用した場合の費用とした

第3期共同電算事業期間における事業費と財源の概算費用の比較は次ページの表に示したとおりである。

◆第3期共同電算事業期間における概算費用比較

①変更前

単位:千円(税込)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	合計
事業費	284,889	991,770	1,364,463	2,172,833	2,052,408	1,691,130	1,268,350	9,825,843
財 補助金※2	284,889	715,603	142,756	753,398	565,048	0	0	2,461,694
源 一般財源	0	276,167	1,221,707	1,419,435	1,487,360	1,691,130	1,268,350	7,364,149

③変更後

単位:千円(税込)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	合計
事業費	284,889	991,770	1,889,094	2,363,220	1,550,966	1,550,966	1,163,225	9,794,130
財 補助金※2	284,889	715,603	615,672	947,138	0	0	0	2,563,302
源 一般財源	0	276,167	1,273,422	1,416,082	1,550,966	1,550,966	1,163,225	7,230,828

③—①差額

単位:千円(税込)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	合計
事業費	0	0	524,631	190,387	-501,442	-140,164	-105,125	-31,713
財 補助金※2	0	0	472,916	193,740	-565,048	0	0	101,608
源 一般財源	0	0	51,715	-3,353	63,606	-140,164	-105,125	-133,321

※2 デジタル基盤改革支援補助金(J-LIS)

5 移行前倒しによるメリット

- ・費用の削減（構築費及び運用費、2期延長及び過渡期連携期間短縮に伴う費用）
- ・業務システムの運用事業者を統一することによる円滑な移行及び業務システム運用
- ・標準化システムに搭載される機能による国の新制度等への対応

6 標準化に係る財政支援

標準化に要する財政負担の増加は、かねてより課題であり、構築費に対する財政支援については、デジタル基盤改革支援補助金が示されていたが、運用費に対する財政支援は示されてこなかった。運用費に対する財政支援は、本市としても東海市長会を介し国への要望を継続実施しており、本市議会からも令和7年9月に国への意見書を提出いただいた。国からは、新たに運用費に対し地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金が同年12月に示された。

(1) 標準化移行に係る構築費への補助（雑入）

ア	デジタル基盤改革支援補助金 (補助率 10/10、上限額有り)	所管：地方公共団体情報システム機構（総務省） 補助対象：標準化システム構築費等インシヤルコスト 設置年限：令和12年度末 補助上限額：1,320,322千円(令和6年3月総務省提示) 補助対象見込額：2,563,302千円(▲1,242,980千円不足)
---	------------------------------------	---

(2) 標準化後の運用費への補助（国庫補助金）

イ	地方公共団体情報システム 運用最適化支援事業費補助金 (補助率 1/2)	所管：デジタル庁 補助対象：標準化後に一時的に増加する経費の1/2 (人件費・物価高騰等外的要因等による恒常的な経費を除く)
ウ	地方交付税	上記イを除いた残りの地方負担分を地方交付税で増額交付
エ	普通交付税	人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分を対象

(3) 課題

- ・令和6年3月に示されたデジタル基盤改革支援補助金の補助上限額では、本市の補助対象見込額を充足できていない状況である。今後、新たな上限額が提示される予定である。
- ・運用費に対する財政支援のうち、交付税による措置については、地方公共団体の財政力によっては交付されない場合があることが懸念される。